

令和元年第 6回
総会
6月

白井市農業委員会会議録

令和元年6月7日 開会

令和元年6月7日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和元年6月7日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	根 本 孝 一
2 番	岩 井 聡 明
3 番	芦 田 恵 子
4 番	今 井 幹 代
5 番	福 田 孝 一
6 番	内 藤 秀 樹
7 番	宇 賀 義 則

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齋 藤 和 博
2. 秋 谷 茂 男
3. 川 上 洋
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 清
6. 山 崎 雅 巳
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第4号 平成31年度第3次農用地利用集積計画について

議案第5号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

7月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 6月21日金曜日
- ・事前審査会(案) 6月28日金曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策本部2
- ・総会(案) 7月5日金曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策本部2

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さんこんにちは。

定刻の少し前ですけれども、皆さんおそろいということで始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、令和元年6月定例総会に出席いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ことしは、これまで気温の高い日が続きまして、雨の降る日が少なく来たのですが、けれども、これからの長期予報を見ますと、きょうも含めまして、あしたから雨の日が多く続くようで、そろそろ梅雨に入るのかなと思っていたのですが、きょう、梅雨入りの発表がございました。

毎年、日本各地で大雨等による被害が出ておりますが、ことしにおきましては、そういう被害が出ないことを願っている次第でございます。

そして、委員の皆様方におかれましては、これからの農作業、委員活動等、頑張っていたいただきたいと思います。

それでは、会議に入らせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和元年6月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、5番、福田孝一委員、6番、内藤秀樹委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和元年6月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1、大字平塚海老内152番、外5件です。

地目につきましては、全て田、現況は田が2筆、畑が4筆でございます。

地積は合計4,205平米。

権利者は、白井市平塚 番地、〇〇〇〇。

経営面積は250アール。

義務者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇。

事由は、所有権移転（贈与）でございます。

次に、2番は、大字中字砂久保364番3。

地目、現況ともに畑でございます。

地積は872平米。

権利者、白井市中 番地、〇〇〇〇。

経営面積90アール。

義務者、八千代市村上 番地 、〇〇〇〇。

事由は、所有権移転（贈与）でございます。

次に、番号3は、大字中字砂久保364番4。

地目、現況ともに畑でございます。

地積は495平米。

権利者、白井市中 番地、〇〇〇〇。

経営面積90アール。

義務者、江戸川区船堀 丁目 番、〇〇〇〇。

事由は、所有権移転（贈与）でございます。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

宇賀義則委員、お願いします。

宇賀芳則委員 農業委員の宇賀です。

議案第1号、1番について、3条申請にかかわる調査報告を行います。

資料は1番です。

当日は、権利者、〇〇〇〇さんの代理人のため、義務者、〇〇〇〇さんご本人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約4.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、平塚152番、153番は水稻の作付中、181番1、181番4、182番は梅が植えられており、1332番につきましては、数年耕作されておらず荒地となっております。

進入路ですが、1332番2につきましては、隣接する権利者所有の農地からの侵入が可能であり、また、そのほかは市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて、報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、貨物自動車1台、トラクター1台、田植え機1台等、農機具はそろっております。

労働力は、世帯員3人のうちの2人が農業に従事しております。

年間従事日数は、それぞれ310、250日。

技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしております。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

笠井会長 続いて、2番。

宇賀芳則委員 続きまして、議案第1号、2番、3番について、3条申請にかかわる調査報告を関連していますので一括して行います。

資料は2番と3番です。

当日は、権利者、〇〇〇〇さんご本人が出席され、義務者、〇〇〇〇さん、〇〇〇

〇さんにつきましては、代理委任状で〇〇〇〇さんに委任されました。

申請地は、市役所から北へ約2.9キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、作付は何もされていませんが、きれいに整地されております。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて、報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、貨物車1台、トラクター1台、耕運機1台等、農機具はそろっております。

労働力は、世帯員が3人で、主に2人が農業に従事しています。

年間従事日数は、180日と250日。

技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在、所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番について、最適化推進委員の海老原 清委員、お願いします。

海老原清委員 最適化推進委員の海老原です。

〇〇〇〇さんにおきましては、高齢ということもあり後継者がいないということで、今耕作していただいている〇〇〇〇さんに土地を贈与したいということで伺いました。

〇〇さんは、今、娘さんが東京農大に行っておられて、後継者になるかもしれませんということでありました。

今現在、耕作している田んぼがあるのですけれども、そこを借りてやっているのですけれども、そういう申し出があったので、そのまま私が耕作しますということで話を聞いてきました。

梅畑につきましては、適切に管理してくださいと申し上げて、再度確認に行ったら、下草をきれいに刈ってありました。

一生懸命農業をやっているので、大丈夫だと思われま。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

2番、3番について、最適化推進委員の川上 洋委員、お願いします。

川上 洋委員 最適化推進委員の川上です。

この〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは兄弟で、平成5年にお父さんが亡くなったときに、遺産分割したということで、隣も全部〇〇〇〇さんの畑なので、つながっているから〇〇さんのほうでずっと今まで管理してきて、〇〇さんの旦那さんも商売しているみたいで、余り助けはしていないけれども、ただうなっぺきれいにしてあったので、この前見たときもきれいになっていたので、もう60前後ぐらいで、代が変わるとだんだんわからなくなるということで、いろいろあつてもとに戻そうということで、実家の〇〇〇〇さんのところへ土地を全部贈与という形で戻すという形にしたそうです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、許可することに可決します。

2番、3番については、関連がありますので一括して採決を行います。

許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番、3番、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、2ページをお開きください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたしま

す。

令和元年6月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番です。

大字富塚字上857番1。

地目、現況ともに畑です。

地積は2,556平米。

権利者、白井市富塚 番地 、株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇、義務者、白井市富塚847番地4、〇〇〇〇。

申請事由、転用を伴う賃貸借権の設定（資材置場）。

以上でございます。

笠井会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

宇賀芳則委員、お願いします。

宇賀芳則委員 農業委員の宇賀です。

議案第2号、1番について、調査報告を行います。

資料が4番です。

当日の出席者は、権利者、株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、義務者、〇〇〇〇さんの代理人で有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんが出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から北西へ約2.7キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては第1種、第3種には該当しない農地であることから、第2種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、現在、中古車販売業を営んでおり、既存施設だけの利用では中古車の置き場として狭く、また、事業拡大の予定もあり、所有者が同じである隣地の本申請土地を利用したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は車両置場、荷降ろし場ということですが、申請面積は通路を含めて2,556平米であり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。周辺農地への支障ですが、特に異議はないとのこと。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

調査報告を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方

で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の川上 洋委員、お願いします。

川上 洋委員 最適化推進委員の川上です。

義務者の〇〇さんも20年近く農業をやっていないくて、自分のうちの前の農地もほとんどなくなってきれいにしてあるだけで、ここもなくなって、ある程度はきれいにしてあったのですけれども、今回、上のところを貸したら、下も貸してほしいということで貸したそうなのですけれども、この〇〇〇〇さんは、オークションへ出したり、海外へも車を売ったり、結構、手広くやっているみたいで。

今のところだと、上の道路で車を積むと交通の妨げになったりするので、上の三角のところは狭いので、下も借りたいということで話したら、いいということで、どうせ農業やっていないからということで、前々から上を借りたときも下も欲しいようなことを言っていたらしいけれども、そのときは返事していなかったらしいのですけれども、今回、これだけ手広くしたら、今度下もということで。

土手のところに竹がずっとあったのもきれいにしたので、今度は土手のちゃんと傾斜をつけて下へちゃんと敷いてやれば、結構広くていいところになりそうなので、正式に借りたいというようなことで借りたそうです。

川上さんのところは、子供も農業をやっていないので先行きがわからないということで、今のうちに借りる人がいれば貸したいという意向だそうです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

押田委員。

押田勝巳委員 最適化推進委員の押田です。

前回、上のところをやったときに、雨の排水U字溝が何かありましたよね、そういう記憶があるのですけれども。

今回、盛土をして、そういう排水ですけれども、先ほどの報告では問題ないんじゃないかということだったのですけれども、結構盛土をして、2メートルですか、のり切ったり、水回したり、その辺はどうなりますか。

笠井会長 川上委員。

川上 洋委員 この図面で見ると、市道に側溝があるのですよね

この歩道のこっち側にU字溝がついているのです。

それが、田んぼのほうに流れるようになっているのです。

ここはちゃんと傾斜つくってあって、大丈夫です。

笠井会長 ほかにございますか。
では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。
それでは、3ページをごらんください。
議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。
下記のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明願がありましたので提出いたします。

令和元年6月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、大字根字大山1964番4、外3筆。

地目、現況ともに畑です。

地積は合計4,327平米。

相続人、白井市根 番地の、〇〇〇〇、被相続人、白井市根 番地の、〇〇〇〇。

経営面積113アール。

申請事由、相続税の納税猶予を受けるため。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございます。
本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の押田勝巳委員、お願いします。

押田勝巳委員 推進委員の押田です。
先日、〇〇〇〇さんと会って現地確認とお話を聞いてまいりました。
〇〇さんは梨の栽培をしております、きれいに管理し、農地を適正にやられており、納税猶予の適格者として問題ないと思います。
以上です。

笠井会長 ありがとうございます。
地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いします。
では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号
相続税の納税猶予に関する適格者証明願について承認することに賛成の方は、挙手
をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。
議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、承認することに可
決します。
議案第4号 平成31年度第3次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたし
ます。
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。
それでは、4ページをごらんください。
議案第4号 平成31年度第3次農用地利用集積計画の決定について。
白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成31年
度第3次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。
令和元年6月7日提出。
白井市農業委員会会長、笠井行雄。
5ページは、市長からの協議文でございます。
6ページをお開きください。
平成31年度第3次農用地利用集積計画一覧表（案）でございます。
番号1、利用権を設定する農用地でございますが、所在地、大字富塚字大下ジタ
157番1、外1筆です。
地目、田。
利用権設定面積、計3,915平米。
種類、賃貸借権。
内容は水稻。
期間、6年。
賃料、米4俵。
支払い方法、直接持参。
利用権を設定する者、住所、白井市富塚 〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者、白井市富塚 〇〇〇〇。
経営面積441アール。

備考は継続でございます。
番号2、神々廻字宮前1417番、外3筆。
地目、畑。
利用権設定面積、計7,456平米。
種類、賃貸借権。
内容、畑作。
期間、5年。
賃料、計3万7,280円。
支払い方法は口座払い。
利用権を設定する者、船橋市東船橋、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者、柏市布瀬、株式会社〇〇〇〇。
経営面積835アール。
備考は継続。
以上でございます。

笠井会長

ありがとうございました。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は継続ですので、地区担当員の補足説明もございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号平成31年度第3次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長

賛成全員です。

議案第4号 平成31年度第3次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第5号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局、川上です。

それでは、7ページをごらんください。

議案第5号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について。

農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき、平成

30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画を策定したので、提出いたします。

令和元年6月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

それでは、8ページから15ページまでが、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価です。

続きまして、16ページから18ページまでが、31年度の目標及びその達成に向けた活動計画です。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

地区担当員の補足説明もございません。

これより質疑に入らせていただきます。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第5号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第5号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、19ページをごらんください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和元年6月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

20ページをごらんください。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出です。

続きまして、22ページ、②をごらんください。

こちらは、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出です。

続きまして、③は農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。

それでは、表紙に戻りまして、2のその他ですが、7月の事前審査会、総会の日程につきまして、申請受け付け締め切りは6月21日金曜日。

事前審査会の案といたしまして、6月28日金曜日、担当は第1班、午前9時からこの場所で予定してございます。

総会の案につきましては、7月5日金曜日、総会は午後4時からで、この場所で予定しております。

以上でございます。

笠井会長 本日の議案については全て終わりました。

長時間にわたり慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人